

攝津国山田庄と栗花落文書

今井林太郎

一

神戸市北区山田町中字宮ノ片にある六条八幡神社は、境内に国の重要文化財に指定されている室町期の三重塔があり、神仏混浴の名残を止めている兵庫県下でも珍しい神社である。祭神は応神天皇で、『山田村郷土誌』に所載されている寛文十三年四月の「撰州丹生山田六条八幡之縁起」には、この神社は保安四年に六条判官源為義が、彼の所領であった撰津国山田庄に京都の左女牛八幡宮を勧請して建立したものであると記されている。なお、それより以前に、この地に周防国の沙門基灯法師が長徳元年に建立した八幡宮があったことがしるされているが、この八幡宮と六条八幡宮との関係はよくわからない。しかも山田庄が当時源為義の所領であったということを立証する史料は見当たらないし、縁起の記述はそのまま信用することはできない。

京都の左女牛八幡宮は六条若宮ともいわれ、「若宮八幡宮縁起絵巻」などによると、後冷泉天皇の勅願によって天喜元年源頼義が勧請、創立したものであるとされている。しかし信頼できる文献にこの八幡宮のことが始めて見えるのは『吾妻鏡』で、同書の文治元年十二月三十日の条に令拝領諸国地頭職給之内、以土佐国吾河郡、令寄附六条若宮給、彼宮者、点故廷尉^(源為義)禅室六条御遺跡、被奉勧請石清水、以広元弟季敞阿闍梨、所被補别当職也、

とある。ここには次の三つのことが記されている。

(1) 源頼朝が六条若宮に土佐国吾河郡の地頭職を寄進したこと。

攝津国山田庄と栗花落文書

- (2) 六条若宮は源頼朝の祖父為義の六条の邸跡に石清水八幡宮を勧請したものであること。
 (3) 六条若宮の別当職に頼朝の腹心である大江広元の弟季敵阿闍梨を任命したこと。

右のうち(1)と(3)については、それを文治元年十二月三十日の出来事とすることに特に問題はない。醍醐寺文書に季敵阿闍梨を六条若宮の別当職に補任した文治元年十二月三十日付の源頼朝の下文案があることは、⁽¹⁾それを立証している。

(2)も同じ日の出来事と考えることもできるが、この箇所は若宮八幡宮の由来を説明するために挿入された文章で、若宮八幡宮の建立は十二月三十日以前のことと考えてよいのではなからうか。もちろんその時期は京都から平氏の勢力が一掃されてからであろう。その建立された場所は、源為義の六条の邸跡とあるが、『保元物語』には為義の邸宅は六条堀川にあったことが見え、またその子義朝の邸も『平治物語』によれば六条堀川にあった。為義の祖父義家の邸もここに^(補1)あったようであるから、六条堀川は代々源氏の邸宅が設けられていたところで、源氏にとつてはゆかりの深い土地である。従つてその一角にいつの頃からか鎮守として源氏の氏神である八幡宮が祀られていたであろうことは十分考えられることである。しかし縁起絵巻にいうように頼義の時代にまで遡るのはむづかしいであろう。この源氏の六条堀川の邸は、義朝が平清盛に対抗して平治の乱をおこしたとき、平家の軍兵によって火をつけられ、^(補2)焼き払われてしまった。邸の鎮守として祀られていた八幡宮も一緒に焼失したことであろう。

頼朝は平家を滅し、関東を根拠に政権を打立てる構想を固めるとともに、公家政治の本拠である京都に源氏の再興を印象づけ、その威厳を誇示するために、源氏代代の邸宅のあった六条堀川に、源氏が氏神として崇敬する石清水八幡宮を勧請して、若宮を建立することを思い立ったのである。本格的な神社としての体裁をもった若宮八幡宮は『吾妻鏡』の記述のように頼朝の手によって創建されたといえる。頼朝は新しく建立した若宮八幡宮に翌々年攝津国山田庄以下の社領を寄進している。『吾妻鏡』文治三年十月二十六日の条には

筑前国鞍手領、土佐国吾河郡、攝津国山田庄、尾張国日置領、被奉寄左女牛若宮、一事已上、可為別当季敵阿闍梨沙汰之由、被仰下云云、とある。このように攝津国山田庄が左女牛八幡宮領となつたのは、文治三年十月であるから、この地に左女牛八幡宮が勧請されたとすれば、それはこれ以後のことであると考えるのが妥当であろう。

ところで頼朝の寄進によって左女牛八幡宮領となつた攝津国山田庄の所在については、これを攝津国島下郡とする説が従来有力であった。清

水正健氏の『莊園志料』には撰津国島下郡の条に山田庄を載せ、それについて「文治三年鎌倉幕府より醍醐寺六条八幡宮に寄進せり。爾来文安年中に至るまで猶之を伝領せり。今も郡中山田、佐井寺、上新田、下新田四村を山田庄という」と解説を加えている。しかしそこに引用されている史料には郡名の記載はなく、従って何を根拠にしてその所在を島下郡と断定されたのか明らかでない。また竹内理三氏篇の『莊園分布図』には、撰津国の島下郡と八部郡の双方に山田庄の名が記載され、島下郡の方には醍醐寺領と領主名が注記されているが、八部郡の方には庄名だけで、領主名の注記はなく、だれの所領であるか明らかにされていない。^(補3) 島下郡の山田庄に醍醐寺領とあるのは、あとも述べたように左女牛八幡宮領が醍醐寺三宝院の管理下にあったからで、恐らく竹内氏も清水説によってそのような注記をされたものと思う。

吹田市史の編纂者は山田庄の所在地について、島下郡説に若干問題があることを認めながらも、もし島下郡とすれば吹田市域に含まれるというところで、市史の史料篇四巻にはその旨を注記した上で、『吾妻鏡』文治三年十月二十六日の記事を収載している。

庄園研究の場合、その所在地を確かめることが最初の仕事であるが、国名だけが記されていて郡名が記されていないときには、それをどこに比定するかはなかなか容易ではない。まして国内に同一の地名や似通った地名がいくつかある場合には一層困難である。たとえば平頼盛の所領で後に久我家領となった^(まうだ)這田庄というのが播磨国にある。ところが東這田、西這田という地名が美嚨郡にあり、現在は三木市域に属している。また『倭名類聚抄』によると、多可郡に^(ほうた)蔓田郷のあったことが知られる。そこで這田庄の所在について美嚨郡とする説と多可郡とする説との両説があり、『三木市史』では前者の説をとり、『西脇市史』では後者の説をとっている。もし這田庄について郡名を記した当時の史料があれば、問題は簡単に解決する筈である。最近国学院大学から刊行された『久我家文書』第一巻を閲読していて、永正十六年七月十日付の播磨守護赤松義村奉行人奉書が眼にとまった。それには「播磨国多可郡這田庄津万郷内御家領事」とあって、⁽²⁾這田庄が多可郡にあることを明確に示している。ところで六条八幡宮領の山田庄であるが、兵庫県史の『史料編中世一』に収録されている「栗花落文書」が、その所在確認について有力な史料採訪にも洩れていたため、兵庫県史の史料編に記載されるまでは一般に知られていなかった。

栗花落と書いて「つゆ」とよむのはなかなかの難訓であるが、これについては有名な伝承がある。淳仁天皇のころ、撰津国矢田郡の郡司であった山田左衛門尉真勝が奈良の都に上って宮仕えをしていたが、右大臣藤原豊成の娘白滝姫を見そめて

攝津国山田庄と栗花落文書

水無月の稲葉の末もこかるに

山田に落ちよ白滝の水

という一首を白滝姫に贈って、心のうちを打ちあけた。しかし姫から返ってきた歌は、

雲だにもかからぬ峰の白滝を

さのみな恋ひそ山田おのこよ

というつれないものであった。真勝は失恋の痛手で病の床に臥する身となったが、天皇が真勝を哀れんで、二人の仲を取りもって夫婦にされた。真勝は喜んで姫を山田の里に連れ帰り、一男を設けた。しかし楽しい生活も長くは続かず、姫は三年後に山田の里でなくなってしまった。

真勝は悲歎にくれて姫のなきがらを屋敷の東隅に葬ったところ、栗の花の落ちる梅雨のころになると、姫の廟所の前から霊泉が湧き出し、どんな旱天のときでも清水が絶えることがなかった。このことが天聴に達して、霊泉に「栗花落の井」という名を賜わり、真勝の一子真利は左衛門佐に任ぜられた。これより山田家は栗花落を姓として名乗るようになったといふのである。^(補4)また一説には山田左衛門尉真勝が都に上って宮仕していたが、恵美押勝の乱がおき、押勝の兄の豊成は娘白滝姫の身を案じて、真勝に姫を託した。真勝は姫を山田の里に連れ帰ってかくまったが、やがて二人の間に男の子が生まれた。そして姫はそれから三年後に死んだといふのである。話では白滝姫は藤原豊成の娘となっているが、『尊卑分脈』に載っている系図を見ると、豊成には通称中将姫とよばれる娘が一人あるだけで他に女の子はなく、白滝姫の名は見えない。恐らく水の涸れない不思議な泉の由来を説明するために後世に作りあげられた説話であろう。

同家の子孫は現在神戸市兵庫区に住まわれているが、栗花落ではいかにもよみにくいので、津由と改められている。

二

さて栗花落家には室町時代の文書十四通が伝存されているが、そのなかに応永五年四月十一日付の足利義満の下知状案があり、それに六条八幡宮領山田庄の庄域が明瞭に示されている。

六条八幡宮領撰津国山田庄

界 限東野香 限西柱上
限北奈具町 限南大津野木

右界者、任保安三年鳥羽院庁下文案等、停止押部、淡河違乱、可令全領知之状、下知如件、

応永五年四月十一日

入道准三宮前太政大臣 御判⁽³⁾

この文書に示された山田庄の東の堺の野香は、六甲山中の三国岩のあるところで、現神戸市の灘区と北区との境界線上にあり、西の堺の柱上は山田町衝原つばはらに小字名が残っていて、山田川の下流の吞吐えんど淵とよばれるところである。柱上というのは恐らく庄域を示す柱、それは同時に撰津と播磨の国境を示す標柱でもあるが、そうした勝示の柱の立っていたことからおこった地名であろう。北の堺の奈具町は奈箇町とも書かれ、今の投町山で撰津国八部郡と播磨国美囊郡との境界線上にあり、南の堺の大津野木は、大角木とも書かれ、天王谷の高座の西にある峯で、いまの菊水山のあたりである。⁽⁴⁾このように山田庄は播磨と国境を接した北撰の山間の庄園であった。現在の神戸市北区山田町の衝原、坂本、東下、西下、中、福地、原野、上谷上、下谷上、東小部おが、西小部、小河、藍那の地区が含まれる。庄の中央は東西に志染川の上流の山田川が貫流し、美囊郡三木から有馬への交通路が、この川に沿って古くから開けていた。

なおこの下知状案に「押部、淡河の違乱を停止し」とあるが、押部は播磨国明石郡で山田庄の西に接し、淡河は美囊郡で山田庄の北に接していたので、撰播の国境を越えてそれらの地域の土豪たちによる侵略に山田庄は苦しんでいたのであろう。鎌倉時代の弘安年間より以前のことであるが、『兼仲卿記』の紙背文書に山田庄と淡河庄とが境界について相論をおこし、喧嘩の騒ぎになって六波羅に訴え出たことが見える。「山田庄ハ撰津北端、淡河庄ハ播州南端」であるから、庄界の争いとはいえ、これは国境の争いなので、六波羅でなく「公家御沙汰」を仰ぐべきである旨が述べられている。⁽⁵⁾

さて八部郡山田庄の成立事情であるが、それについて語ってくれる史料が残っていないので、全くわからない。九条家本延喜式卷四の紙背文書のなかに長元八年正月二十日付の山田庄司等解があるのが、同庄に関する文献上の初見である。⁽⁶⁾それによると、山田庄は撰津と播磨の国境にあるので、坂本連種らが不善の輩を語らって庄内に出没し、ややもすれば隙を伺って犯行に及び、放火、殺害などが絶えない。そこで領家の政

所から摂津国司に交渉して庁宣を八部郡の郡司および山田庄司などに下してもらい、不善の輩を取締り、犯人を逮捕するよう取計らってほしいと、政所に要請している。張本の坂本連種は恐らく山田庄坂本に住むいわゆる「強剛の徒」であったのであろう。辺境にあるため取締りが行き届かず、不善の輩の恰好のたまり場になっていた様子が窺われる。この文書からは山田庄の領家が誰であるのか確かめ得ないが、文書の内容から摂津家かあるいはその一族であろうと推察される。

それから百三十年ほどたった永万年間に山田庄は入道太政大臣家領である越前国大蔵庄と交換されることになった。東大寺文書に収められている嘉応元年十一月の法印某の申状案に⁽⁷⁾

請特被下 宣旨、遣官使界四至打勝示、永被停止国使等入勘、最勝寺領越前国字大蔵庄壹処状、

(中略)

右、謹検案内、件庄元是当時入道太政大臣家之領也、而去永万之比、依有便宜、相博于摂津国八部郡山田庄之後、寄進最勝寺、

(後略)

とある。越前国大蔵庄の領家である当時の入道太政大臣家といえ、平清盛のことと考えられるが、もしそうだとすれば山田庄は永万年間に清盛領になったことになる。「便宜有るに依って」山田庄と大蔵庄とを交換することになったとあるが、この交換は恐らく清盛からの申出に基づくものであったと見られる。政権を獲得した清盛は、貿易港として摂津の大輪田泊を抑えるとともに、その後背地として摂津国八部郡の掌握に乗出した。応保二年に藤原能盛に命じて八部郡全郡の検注を行わせ、輪田庄、福原庄など七カ庄にわたって八十余町を掠領したといわれる。⁽⁸⁾そして仁安三年前後には有名な福原山荘を造営し、後白河法皇を度々この山荘に迎えている。⁽⁹⁾清盛は八部郡を平氏政権の拠点として確保しようとしていたのである。山田庄を平家領に取り入れたのは、まさに清盛のこうした政策に基づくものであったといえよう。

三

源頼朝が文治三年に山田庄を左女牛八幡宮に寄進したことは先にも述べたが、山田庄は平氏滅亡後、平家没官領として頼朝の管理下に置かれ

ることになったのであろう。そこで頼朝は新しく建立した左女牛八幡宮に山田庄その他を寄進して神社の経済的基盤を鞏固にするとともに、彼のもつとも信頼する大江広元の弟季敏を同宮の別当職に任じて、社運の隆盛をはからせたのであろう。頼朝が左女牛八幡宮をとくに尊崇していたことは、建久元年および同六年の両度の上洛に際し、他の有名な社寺を差しおいて石清水八幡宮と左女牛八幡宮だけに参詣していることによっても知られる。¹⁰⁾

山田庄に六条八幡宮が祀られるようになったのは、先にも触れたように山田庄が左女牛八幡宮領になってからのことであろう。神社領の庄園では庄民支配の精神的なよりどころとして本社を勧請して分祀するのが一般的なならわしであったことから推定できる。しかし左女牛八幡宮が勧請された時期については、はっきりしたことはわからない。

弘安六年九月、山田庄八幡宮の神主の解任、交替が行われた。神主円心が社殿の荒廃をそのままにして修理を加えず、その上神田を売却し、神事をおろそかにしたというのである。そして後任に橘長綱が「器量たるに依って」補任された。¹¹⁾円心は五代相伝の神主であったというから、¹²⁾円心の家は八幡宮創設以来神主を勤めていたのであろう。なお福地にある若王子神社は、その棟札に永仁五年十一月橘長綱が願主として建立したことがしるされているので、橘家は庄内の名族であったといえよう。

京都の左女牛八幡宮は源氏將軍の絶えたあと、衰退の傾向が見られたが、北条氏が滅び、足利尊氏が政権をとるに及んで再び社運が隆昌に赴いた。尊氏は建武五年八月十一日に念願の征夷大將軍に補せられるが、尊氏はこの日をもって源氏の氏神として崇敬する京都の左女牛八幡宮の別当職に醍醐寺の座主である三宝院の賢俊を任じた。

六条八幡宮別当職事、任先例可令致沙汰給、仍執達如件、

建武五年八月十一日

^(尊氏)
権大納言(花押)

三宝院僧正御房
^(賢俊)

左女牛八幡宮をもち立てるために賢俊の手腕が期待されたのであろう。尊氏は賢俊を深く信頼していた。建武三年二月尊氏が京都での戦いに破れて西国に下向する際、頼勢立て直しのために光嚴院の院宣を望んでいたが、備後鞆の津にある尊氏のもとにこれを届けたのが賢俊である。¹⁴⁾尊氏が上洛を果してから賢俊は常にその側近にあって、尊氏の懐刀として画策するところがあった。

尊氏の事業大成に献身的な助勢をおしまなかつた賢俊に対し、尊氏はその功績に報いるため、康永三年七月三十日賢俊に自筆の書状を送つて、六条八幡宮社務職を三宝院門跡の相伝とし、器用を選んで相統すべきことを伝えた。かくてこれ以後左女牛八幡宮別当職は醍醐寺三宝院門跡が代々継承し、左女牛八幡宮領である摂津国山田庄も三宝院門跡の管轄下に置かれることになった。三代將軍足利義満のときには、黒衣の宰相として権勢を振つた三宝院門跡の満済准后が左女牛八幡宮の別当職として山田庄を始め同宮の社領を管領したので、山田庄の六条八幡宮もその縁故によって社運が隆昌に赴いたことであろう。さきにも引用したが、応永五年四月十一日、前將軍として実権をもつ義満が山田庄の庄域を画定し、押部、淡河の違乱を停止する下知状を与えているのも、満済准后が左女牛八幡宮の別当職であつたからであろう。

嘉吉の乱の際にも、いち早く管領細川持之が、山田庄に対し軍勢の乱暴を禁ずる次のような禁制を出している。

六条八幡宮領摂津国山田庄事

右当所者、為敵重神領之間、被停止軍勢甲乙人等乱入狼籍^{（註）}、若有違犯之輩者、堅可処罪科之由所被仰下也、仍下知如件、

嘉吉元年七月八日

右京大夫源朝臣^{在判}

將軍義教を殺害した赤松満祐は、六月二十四日のその日のうちに京都の自邸を焼き払って領国播磨に引き揚げ、坂本城に立て籠つた。赤松討伐軍が京都を出発したのは七月十一日であるが、満祐の叔父の義祐は、満祐には加担せず、細川持常を大将とする大手の討伐軍に加つて西下した。義祐の領国は山田庄の東に接する摂津国有馬郡であつたから、山田庄に戦争による混乱が波及する恐れがあり、討伐軍の出発に先立って細川持之から禁制が出されたのである。

こうした厚い幕府の庇護のもとに応仁の乱が始まる頃まで山田庄は左女牛八幡宮領として維持され、応仁二年閏十月四日の將軍義政の袖判のある「醍醐寺方管領諸門跡等目録」にも

一左女牛若宮別当職

社領土左国大野、仲村両郷、尾張国日置庄、筑前国武恒、犬丸方、摂津国山田庄、同国桑津庄、大和国田殿庄、美濃国森部郷、源氏、千種両町

とある。⁽⁴⁾そして応仁の乱の勃発する前年の文正元年に、山田庄の六条八幡宮の境内に三重塔が庄内の有力者によって建立された。塔内の棟札には次のようにしるされている。

大工 藤原国次□□光重

文正元年丙戌三月二十九日

奉上棟塔老基

願主 平盛俊□□□□□□□□

鷲尾綱真林長家道釈道庵謹白

願主に名をつらねている鷲尾綱真は、山田庄下村の土豪で、寿永三年源義経の一の谷攻めるとき、鷲尾家の祖先である鷲尾武久がその子義久に命じて鶴越の道案内をさせたといわれる。このことは流布本の『平家物語』にみえるが、同じ『平家物語』でも延慶本では鶴越の道案内をしたのは播磨国安田庄の下司多賀菅六久利となっていて、いずれの伝承が正しいかはにわかには判定し難い。

四

室町幕府および三宝院の厚い庇護のもとにあった左女牛八幡宮およびその社領も応仁の大乱の影響から免れることはできなかった。文明二年七月大内政弘の兵によって醍醐寺が焼かれ、堂舎の殆んどが灰燼に帰したことは、醍醐寺⁽⁵⁾にとっては致命的な打撃であり、引いては左女牛八幡宮にとっても大きな痛手であった。その上左女牛八幡宮もこの大乱で焼失してしまったようで、山田庄の管理にまで手が廻らなくなったであろうことは想像に難くない。このため戦国時代に入ると、三宝院は山田庄の年貢を国境を越えた播州三木の城主別所氏に頼って確保を計らねばならなかった。当時すでに別所氏の勢力が山田庄にまで延びてきていた。

三木と有馬を結ぶ街道が山田庄のなかを通過しており、古くから山田庄と三木との交通は開けていた。三木から志染川沿いの道を東に進み、御坂で淡河への道と分れ、道を右手にとって摂播の国境を越え、志染川の上流の山田川に沿った道を進めば容易に山田庄に達することができる。さらにその道を東へ進めば唐櫃を経て有馬に通ずるのである。

別所氏の勢力がこの地域に及んでいたことは、山田庄谷上村の土豪坂田氏が、別所氏の被官になっていることによっても知られる。坂田家（明治以後は阪田家と改称している）には次に掲げる別所安治の判物が伝存していた。

依為被官、庄内買地分之事、任活券状之旨不可有異儀候、并借錢借米之事、徳政令免除了、別而可被^袖奉公之忠者也、仍状如件、

永禄拾一

二月十九日

安治（花押）

山田庄谷上村

板屋与兵衛殿²⁰

坂田氏の家は衝原にある箱木家の「箱木の千年家」とならんで「坂田の千年家」と称され、室町期の民家として貴重な存在であった。とくに坂田家の場合は、部屋の間仕りに壁を用いず、板が使われていたところから板屋とよばれていたという²¹。構造、手法からいって室町時代後期を下らない建築であったが、惜しいことに昭和三十七年二月の火災で焼失してしまった。同家伝来の文書もこの時焼失したが、幸い東京大学史料編纂所に同家文書の影寫本が架蔵されているので、その内容を知ることができる。別所安治は長治の父であり、被官である板屋すなわち坂田与兵衛に対し、その買得地の所有権を安堵するとともに、坂田家から貸付けた借錢借米についても徳政を免除するとして、債権の保証を与えている。このことは坂田家が相当経済的に豊かで、田島の買収や米銭の貸付を行っていたことが知られる。坂田家の中世文書十一通のうち九通までが田島を買取った証文であることは、その一端を示している。坂田氏以外にも山田庄の土豪たちのなかには別所氏と被官関係を結んでいたものがかなりあったと思われるが、栗花落家や鷺尾家などについてはその動向を知る史料は残っていない。

安治以来別所氏が山田庄の年貢徴収を請負っていたことを示す史料が、醍醐寺文書のなかに数通収められている。年号を欠くが、安治とみられる別所大蔵少輔宛の正月二十八日付の長祐の書状には次のように述べられている²²。醍醐寺から山田庄へ御公用すなわち年貢請取りのために旧冬使者を派遣したが、山田庄に逗留したままなかなか帰ってこない。きりがないので重ねて人を派遣するとある。これは恐らく別所氏が山田庄の年貢をなかなか使者に引渡さないもので、使者の滞在が長びいたのである。書状はそれに続けて「御公用御馳走専用候」と年貢の徴収引渡しを督促し、「当国万御取乱半、如此申事如何候へ共、方々望候方在之申候」と述べて、もし速かに年貢を徴収して引き渡さないなら、山田

庄の管理を望んでいる人が方々にあるとあって、いつでも別所氏の管理を打切る用意のあることをほのめかし、別所氏を牽制している。そしてさらに「彼庄之儀無異事候処、被混播州領候ては不然候哉、御分別肝要候」と述べている。播州領に混ずるとは、山田庄を別所氏の所領に編入することを意味しているのであって、醍醐寺側が別所氏のそうした動きを察して釘をさしたものである。

その後醍醐寺と別所氏との関係は比較的順調であったようで、安治の弟の吉親や重棟、また安治の子の長治が山田庄の年貢を例年通り十二月に運上したことを三宝院の義演に通知した文書が醍醐寺文書のなかに六通残っている。年貢の請負額が三千疋であったことは、別所重棟から光台院宛の十二月四日付の書状に「追而同名小三郎御請申候之間、是又可然之様ニ可預御取成候、御公用之儀三千疋之通可進上仕候」とあることによっても知られる。

一方、山田庄からの年貢を確保するため、三宝院の義演はその時期になると、手紙とともに御祈禱の巻数やお守を重棟や長治に贈って、彼等の歡心をとり結ぶことに努めている。

三宝院はこのように別所氏の力に頼って山田庄の年貢確保に努めていたが、その別所氏も天正八年正月羽柴秀吉によって攻め滅された。このとき別所氏を救援する毛利氏は、海上から食糧補給を行い、荒木村重が織田信長に背いて別所氏と手を結んでからは、村重の属城である兵庫の花隈が輸送食糧の陸揚げ場になり、ここから山田庄北辺の丹生山砦、さらに淡河城を経て三木城に搬入された。このため丹生山砦は天正七年五月秀吉軍の夜襲を受け、山田庄も少なからず戦禍を受けた。三木落城後、杉原家次が三木城の代官になると、山田庄は杉原氏の管理下に置かれ、中世庄園としての幕を閉じることになる。

註

- (1) 大日本古文書家わけ第十九、醍醐文書之二―二九五号
- (2) 国学院大学編久我家文書第一卷―四六一号
- (3) 兵庫県史料編中世一所収栗花落文書第一号、栗花落文書は岡山大学教授石田善人氏の採訪による。
- (4) 山田庄の庄堺の地名については山田村郷土誌を参照した。
- (5) 兼仲卿記自弘安元年十一月一日至十二月七日紙背文書、後欠文書で年月日を欠く。
- (6) 平安遺文第二卷―五二七号 九条家延喜式卷四紙背文書
- (7) 平安遺文第七卷―三五二二号 東大寺文書四―四一

攝津国山田庄と栗花落文書

攝津国山田庄と粟花落文書

- (8) 図書寮叢刊九条家文書二―三三二号
- (9) 兵範記仁安四年三月二十日条、玉葉嘉応二年九月二十日条、承安元年十一月二十三日条、同二年三月二十日条、同年十月十三日条、同四年二月十六日条、安元三年三月十四日条
- (10) 吾妻鏡建久元年十一月十一日条、同書建久六年三月九日条
- (11) 兵庫県史料編中世一所収林文書一号
- (12) 前掲書 林文書二号
- (13) 大日本古文書家わけ第十九、醍醐寺文書之一―一五号
- (14) 梅松論
- (15) 大日本古文書家わけ第十九、醍醐寺文書之一―二〇号
- (16) 前掲書 醍醐寺文書之一―六三号
- (17) 前掲書 醍醐寺文書之九―二〇―一二号
- (18) 東寺執行日記嘉吉元年七月十一日条
- (19) 大日本古文書家わけ第十九、醍醐寺文書之一―二二一号
- (20) 醍醐寺雜記
- (21) 兵庫県史料編中世一所収阪田文書一〇号
- (22) 山田村郷土誌
- (23) 大日本古文書家わけ第十九、醍醐寺文書之八―一七四六号
- (24) 前掲書 醍醐寺文書之八―一八七五号
- (25) 前掲書 醍醐寺文書之八―一八八五号等
- (26) 別所長治記
- 補(1) 京都の歴史2―四三三ページ
- 補(2) 平治物語
- 補(3) 荘園志料の八部郡の項には山田庄を金剛寺領として載せているが、その根拠は明らかでない。
- 補(4) 山田村郷土誌